

談合情報対応マニュアル

平成13年5月1日

改正 平成28年7月1日

第1 一般原則

1 情報の確認、調書の作成

七飯町が発注する工事又は製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）について、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）があった場合には、当該情報の提供者の身元、氏名等を確認の上、ただちに建設工事等（七飯町建設工事執行要領（昭和62年5月11日施行）第2条に規定する建設工事及び委託業務に限る。以下同じ。）の契約に係る入札にあつては七飯町建設工事入札参加者指名選考委員会（以下「選考委員会」という。）、建設工事等以外の契約に係る入札にあつては競争入札参加者資格審査会（以下「資格審査会」という。）の委員長又は入札担当者に通報するものとする。

情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

なお、新聞等の報道により談合情報を把握した場合にも、委員長又は入札担当者に通報するものとする。

2 報告

入札担当者は、1により談合情報に係わる通報を受けた場合には、情報の内容を報告書にまとめ、委員長に報告するものとし、委員長は速やかに選考委員会又は資格審査会を招集するものとする。

なお、入札担当者において、新聞等の報道により談合情報を把握した場合も、報道に基づき報告書をまとめ、報告を行うものとする。

3 選考委員会及び資格審査会の招集及び審議

選考委員会又は資格審査会は、2により入札担当者からの報告を受けた場合、当該情報の信憑性及び第2以下の手続きによることが適切であるか否かについて審議するものとする。

4 町長への報告

選考委員会又は資格審査会は、談合情報を把握した場合、談合情報への対応について速やかに町長に報告するものとする。

5 報道機関等に対する対応

談合情報を選考委員会又は資格審査会が把握した以降において、報道機関等

から発注者としての対応についての説明を求められた場合には、委員長が対応するものとする。

第2 具体的な対応

談合情報があった場合には、原則として、次のいずれかに従い対応するものとする。

なお、詳細な手続き等は、第3に従い行うものとする。

1 入札執行前に談合情報を把握した場合

(1) 町長への報告

選考委員会又は資格審査会は、談合情報への対応について速やかに町長に報告するものとする。

(2) 事情聴取

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行うものとする。

事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して入札日前において行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期した上で行うものとする。

聴取結果については、事情聴取書を作成するものとする。

ア 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札の執行を延期し、又は取り止めるものとする。

また、その旨を公正取引委員会に通報するものとする。

イ 談合の事実があったと認められない場合の対応

① 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、全ての入札者から誓約書を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には、入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行うものとする。

② 建設工事等の契約に係る入札にあつては、全ての入札参加者に対し、入札に際し、工事費等の積算内訳書（以下「積算内訳書」という。）を提示するよう要請すること。但し、積算内訳書の提示を求めることとしていない入札である場合において、入札日において事情聴取を行う等あらかじめ積算内訳書の提示を要請する時間的余裕がないときは、発注の遅れによる影響、積算内訳書のチェックの必要性等を考慮の上、積算内訳書のチェックを行わずに入札を執行するか、又は積算内訳書の提示を

要請の上、入札日を延期して入札を執行するかのいずれかにより対応するものとする。

- ③ 建設工事等の契約に係る入札にあつては、積算担当者（当該工事等の積算内容を把握している職員）が、積算内訳書を入念にチェックすること。
- ④ 積算内訳書のチェックにおいて、明らかに談合の事実があつたと認められる証拠を得た場合には、(2)のアにより対応するものとする。

(3) 一般競争入札の場合の留意点

一般競争入札の場合は、競争参加資格があると認められた者であっても応札するか否かは明らかでないため、入札日において入札に参加するために入札会場に集まった者を対象として(2)以下に従い対応するものとする。

2 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に談合に関する情報があつた場合には、入札後においては入札結果等を公表していることに留意しつつ、以下の手続きによることが適切か否かを第1の3により判断するものとするものとする。

(1) 契約締結以前の場合

① 委員長又は入札担当者への通報

談合情報があつた旨を直ちに委員長又は入札担当者へ通報するものとする。

② 事情聴取

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うものとする。
聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを作成するものとする。

③ 談合の事実があつた場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があつたと認められる証拠を得た場合には、入札を無効とするものとする。又、その旨を公正取引委員会へ通報するものとする。

④ 談合の事実があつたと認められない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があつたと認められない場合には、入札を行った者全員から誓約書を提出させた上、落札者と契約するものとする。

⑤ 町長への報告

①から④までの対応をとった場合は、各段階において速やかに町長へ報告するものとする。

(2) 契約締結後の場合

① 委員長又は入札担当者への通報

談合情報があった旨を直ちに委員長又は入札担当者へ通報するものとする。

② 事情聴取

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うものとする。

聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを作成するものとする。

③ 談合の事実があった場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、対象工事の進捗状況を考慮して、契約を解除するか否かを判断するものとする。又、契約を解除した場合はその旨を公正取引委員会へ通報するものとする。

④ 町長への報告

①及び②の対応をとった場合は、各段階において速やかに町長へ報告するものとする。

第3 個別手続きの手順

第2に定める事情聴取等の手続きにおいては、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

1 報告書

入札担当者は、談合情報に関する通報を受けた場合には、情報の内容を別記様式第1の報告書にまとめるものとする。

2 公正取引委員会への通報

公正取引委員会への通報は、別記様式第2によるものとする。

なお、通報の内容について公正取引委員会から問い合わせがあることも予想されるため、入札担当者は提出した資料の範囲内での的確な対応ができるよう内容について整理しておくものとする。

3 事情聴取の方法等

(1) 事情聴取は、選考委員会又は資格審査会の複数の委員及び委員長が必要と認めた者の出席の上、行うものとする。

(2) 事情聴取は、事情聴取の対象者全員を集合させ、あらかじめ別紙1を参考とした事情調査項目を通知した上、1社ずつ面談室に呼び出し、聞き取りを行うものとする。

(3) 聴取結果については、別記様式第3により事情聴取書を作成するものとする。

4 誓約書の提出等

(1) 誓約書については、誓約書を公正取引委員会に送付する場合もあることを事情聴取の対象者に通知した上、別記様式第5を参考に事情聴取の対象者から自主的に提出させるものとする。

(2) 「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨」の注意を促す場合は、別紙2を参考として注意事項を読み上げるものとする。

5 積算内訳書のチェック

積算内訳書の提示にあたっては、入札に際し、積算担当者が立ち会い、入札書と同時に提出させた後、積算担当者が談合の形跡の有無を入念にチェックし、その後に開札するものとする。

なお、事情聴取、積算内訳書のチェック等を迅速に行う必要がある場合は、事情聴取と積算内訳書のチェックを並行して実施することができるものとする。

6 入札を取り止める場合

第2の1の(1)により入札を取り止める場合には、入札日前に全入札参加資格者に対し、別記様式第4により通知するものとする。

7 その他

随意契約(見積合わせを行う場合に限る。)において談合情報があった場合は、競争入札の手続きに準じて取り扱うことができるものとする。

附 則

この談合情報対応マニュアルは、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この談合情報対応マニュアルは、平成28年7月1日から施行する。

談合情報報告書

年 月 日

七飯町建設工事入札参加者指名選考委員会委員長
競争入札参加者資格審査会委員長 様

情報を受けた日時	年 月 日 午前・後 時 分
工事等の名称	
入札（予定）日	年 月 日
情報提供者	・報道機関 ・その他 役職・氏名等
受信者	
情報手段	・電話 ・書面 ・面接 ・報道 ・その他（ ）
情報内容	
応答の概要	
当該案件の問い合わせ先	部 課 係

別記様式第2

年 月 日

公正取引委員会事務総局
北海道事務所長 様

七飯町長

談合情報に関する資料の送付について

当町の の入札に係る談合情報に関する資料を、別紙のとおり送付いたします。

(事項)

1. 談合情報報告書 (写)
2. 事情聴取書 (写)
3. 誓約書 (写)
4. 入札調書 (写)
5. 入札に関する連絡 (無効、延期・取消し)

事 情 聴 取 書

工 事 等 の 名 称

業 者 名

事情聴取を受けた者

事 情 聴 取 者

日 時 年 月 日 午前午後 時 分

場 所

質 問	聴 取 内 容
<p>1. 工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している(た)との情報がありますが、そのような事実がありますか。</p> <p>2. 本件工事について、他社の人と何らかの打合わせ、又は話合いをしたことがありますか。</p> <p>3. あったとすれば、どのような内容の打合わせ、又は話合いでしたか。</p> <p>4. このような情報を寄せられたことについて、心当たりはありますか。</p> <p>5. (その他必要な事項)</p>	

別記様式第4

七 第 号
年 月 日

様

七飯町長

入札の取り止めについて

下記の契約に係る入札について、入札談合に関する情報がありましたので、当該入札の執行を取り止めます。

記

1. 工事等の名称

2. 入札執行日時 年 月 日 午前・後 時

誓約書

年 月 日

七飯町長 様

会社名

代表者名 ⑩

担当者名

今般の に係る競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に抵触する行為は行ってないことを誓約するとともに、今後とも同法を遵守することを誓約いたします。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

事情聴取項目（参考例）

1. ○○○の入札に先立ち、すでに落札者が決定している(た)との情報（新聞情報）がありますが、そのような事実がありますか。
2. 本件○○○の入札について、他社の人と何らかの打ち合わせ、又は話し合いをしたことがありますか。
3. あつたとすれば、どのような内容の打ち合わせ、又は話し合いでしたか。
4. このような情報が寄せられたことについて、心当たりはありますか。
5. (その他必要な事項)

入札執行に係る注意事項

1. 本件入札について、談合があったとの通報があったが、このことについて厳正に入札すること。
2. 入札執行後、談合の事実が明らかと認められた場合は、入札は無効とする。